

幼児教育・保育の無償化に係る認定について

幼児教育・保育無償化の対象となるためには、予め認定を受ける必要があります。
下記を参考に手続きをしていただきますようお願いいたします。

1. 新規申請手続き

「子育てのための施設等利用給付認定申請書」を、幼稚園へご提出ください。

なお、保育認定が必要な方(新2号・新3号)は、保護者のかたそれぞれの「**保育の必要性を証明する書類**」(下表参照)も合わせてご提出ください。

保育を必要とする事由		証 明 書 類
就 労	外勤	就労証明書(※)
	法人の代表者	就労証明書と直近の源泉徴収票の写し (設立から1年未満で源泉徴収票がない場合は法人の設立届出書の写し)
	個人事業主	就労証明書と直近の確定申告書第1表第2表の写し (届出後1年未満で確定申告をしていない場合は開業届の写し)
	専従者	就労証明書と事業主の直近の確定申告書第1表第2表の写し (届出後1年未満で確定申告書に記載がない場合、青色事業専従者給与に関する届出書の写し)
	親族の事業に従事	就労証明書と直近の給与明細の写し(事業所名の記入があるもの)
	内職	就労証明書と直近3か月分の給与明細の写し
	農業	就労証明書と直近の確定申告書第1表第2表の写し (届出後1年未満で確定申告をしていない場合は開業届の写し)
産前産後		就労外申立書 (提出の際、母子健康手帳又は出産(予定)証明書の提示が必要です。)
保護者の疾病・障がい		就労外申立書と医師等の作成した、家庭での保育ができない旨の書かれた診断書等 (内容によっては認定基準に合わず、認定できない場合があります。)
同居親族等の介護・看護		就労外申立書と医師等の作成した、常時介護・看護が必要な旨の書かれた診断書等 (内容によっては認定基準に合わず、認定できない場合があります。)
就学		就労外申立書と在学証明書とカリキュラム等
保護者の育児休業		就労証明書、もしくは会社が発行した育児休業の通知の写し
災害復旧		就労外申立書と罹災(りさい)証明書
求職活動		求職活動申立書

(※) ・ 採用予定(内定)のかたもこちらの様式を使用してください。

- ・ 育児休業からの復帰、採用予定(内定)で申し込まれるかたは、就労開始後に改めて就労証明書を提出してください。

- ・ 認定条件や期間については岡崎市ホームページをご確認ください。
- ・ 下線の証明書類は岡崎市ホームページに様式及び記載例を掲載しています。
- ・ 証明書類は、証明日が**提出日の3か月前以降**(4月入園の場合は除く)であるものが有効です。
4月入園の場合は、証明日が入園前年8月以降であれば有効となります。
- ・ 就労先が変更になった場合は、速やかに新しい就労先の就労証明書を提出してください。
- ・ 認定開始日は申請日以降となり、**遡及することはできません**ので、必ず事前に申請してください。

【岡崎市ホームページ】

	① 保育理由・ 認定期間について		② 保育の必要性を 証明する書類について (証明書類様式)
---	---------------------	---	-------------------------------------

2. 変更申請手続き

変更の事由毎に該当する書類を、在籍園へご提出ください。

なお、無償化の対象から外れる場合の手続きがなされていなかった場合は、給付済の施設等利用費の返還を求める場合がありますので、必ず申請してください。

主な変更事項	提出書類
【認定に係る事由の変更】 ・保育必要性事由 ・認定期間 ・認定種別(新1号から新2・3号)	・子育てのための施設等利用給付認定変更申請書兼変更届 ・保育必要性事由を証明する書類※
【上記以外の変更】 ・住所、主な利用施設 ・世帯状況(婚姻、離婚、死別等) ・認定種別(新2・3号から新1号)	・子育てのための施設等利用給付認定変更申請書兼変更届

※ 「1 新規申請手続き」を参照し、就労証明書等の必要書類をご用意ください。

お問合せ先：岡崎市役所保育課 管理係(0564-23-6144)